

産学官連携によるキャリア探求事業仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「産学官連携によるキャリア探求事業」業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

1 委託業務の名称

産学官連携によるキャリア探求事業

2 事業の趣旨及び目的

本県関係学生を対象に行った調査では、県内出身で県外に就職を決めた理由として、「福島県に志望する企業がないから」が62.9%、「福島为企业を知らないから」が21.4%で、地元企業の魅力があまり知られていないことが伺える（県雇用労政課「福島県関係学生就職状況等実態調査報告書」）。

県中地域（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町のことをいう）は、国内外で活躍している企業や、試験研究・調査・人材育成機関も立地し、新産業や高度技術産業が集積するなど、本県経済をけん引する地域である。このような魅力ある地域だが、県内の若年層は、それを知る機会がないまま高校卒業を機に、進学や就職で多くが県外へ転出し、人口減少が続いている。

このため、本事業においては、出前講座や企業見学を行い中高生が県中地域の企業を知る機会を創出するとともに、ライフキャリアについて理解を深める機会を設け、将来の就職に向けての進路選択の一助となるよう理解醸成を図るとともに、大学進学後の県内就職を促進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託内容

（1）出前講座の開催

ア 福島県立安積高校

（ア）開催時期：令和8年7月頃

（イ）開催回数：1回（2コマ）

（ウ）開催場所：県立安積高校

（エ）参加対象者：県立安積高校1年生 280名

（オ）参加企業：県中地域の企業7社程度。なお、企業は高校と県で協議の上決定する。

（カ）実施形式：企業が各教室にブースを設け、生徒がタームごとに訪問し話を聞き質疑できる形式とすること。

（キ）企画提案：「2 事業の趣旨及び目的」の達成に効果的かつ具体的な企画提案を行うこと。

イ 福島県立須賀川創英館高校

(ア) 開催時期：令和8年11月頃

(イ) 開催回数：1回

(ウ) 開催場所：県立須賀川創英館高校

(エ) 参加対象者：県立須賀川創英館高校2年生 60名程度

(オ) 参加企業：県中地域の企業10社程度。なお、企業は学校と県で協議の上決定する。

(カ) 実施形式：学校と県と協議の上決定。

(キ) 企画提案：「2 事業の趣旨及び目的」の達成に効果的かつ具体的な企画提案を行うこと。

(2) 企業見学

ア 開催時期：令和8年7～9月頃

イ 開催回数：2回（1回当たり企業2社見学する。）

ウ 対象企業：県中地域の企業。なお、企業は学校と県で協議の上決定する。

エ 参加者：県立安積高校、県立須賀川創英館高校、県立安積中学校のうち希望者。各回25名程度とする。

オ 企画提案：「2 本事業の趣旨及び目的」の達成に効果的かつ具体的な企画提案を行うこと。

(3) ライフキャリア教育

ア 開催時期：令和8年5月～令和9年2月頃

イ 開催回数：5回

ウ 講師（ゲスト）：県中地域の企業や知見を有する専門家等3者程度

エ 参加者：県立安積中学校2年生60名

オ 実施形式：講義1 導入 ライフキャリアとは？（総論）

講義2 例 多様な働き方を実施している企業

講義3 例 ライフステージに応じて働き方を変えた社会人
発表

フィードバック（発表を聞いてのアドバイス、振り返り等）

カ 企画提案：「2 事業の趣旨及び目的」の達成に効果的かつ具体的な企画提案を行うこと。

(4) 業務内容

ア 出前講座に係る業務

(ア) 参加企業選定

参加企業は高校と県で協議の上決定する。企業に対する参加要請は、県が行う。

(イ) 企業、学校との連絡調整

企業や学校と実施に当たって必要な連絡調整を行うこと。

(ウ) 参加者用資料の作成

参加企業の企業概要、取組み等について資料を作成し、参加者分を印刷して配

布すること（または1人1台タブレットで参加者に共有すること）。

- a 作成した資料については、県にデータを納品すること。
- b 全ページをカラー印刷とすること。

(エ) 出前講座のレイアウトの決定

出前講座のレイアウトを決定すること。なお、決定に当たっては学校と県と事前協議を行うこと。

(オ) 会場の準備

会場入口付近等参加者が認知しやすい場所に企業名等の表示を行うこと。
設営に当たっては、安全・衛生管理に配慮すること。

(カ) 会場の運営・管理

- a 当日の進行スケジュール等の作成
- b 参加企業及び参加者に対する案内
- c 会場内での誘導、アナウンス等に関すること
- d アンケートの作成・配布・回収
(学校や県と協議の上、タブレットでの共有も可とする)
- e その他会場の運営・管理に関する業務

(キ) 出前講座アンケート調査の実施、集計

参加者及び参加企業に対してアンケート調査を実施し、結果を取りまとめ県に報告すること。

(ク) 参加企業への旅費の支出

参加企業への旅費については、必要に応じて支給するとともに、支給に要する経費を負担すること。

イ 企業見学に係る業務

(ア) 参加企業選定

参加企業は高校と県で協議の上決定する。企業に対する参加要請は、県が行う。

(イ) 企業、学校との連絡調整

企業や学校と実施に当たって必要な連絡調整を行うこと。

(ウ) チラシの作成

チラシを作成して参加する生徒を募集し、参加校や企業と調整を行うこと。

(エ) バスの手配

企業見学に必要な貸し切りバス等（25名程度が乗車可能なバス）を手配し、費用を負担すること。

(オ) 企業見学の運営・管理

- a 当日の進行スケジュール等の作成
- b 参加企業及び参加者に対する案内
- c 会場内での誘導、アナウンス等に関すること
- d アンケートの作成・配布・回収
(参加校や県と協議の上、タブレットでも可とする)
- e その他運営・管理に関する業務

ウ ライフキャリア教育に係る業務

(ア) 講師の打診・事務連絡等

ライフキャリアの理解を深めるために適切な講師に対して講義依頼をすること。なお、選定に当たっては、県と協議のうえ実施すること。

(イ) 開催日時、レイアウト、スケジュールの決定

県立安積中学校と調整しながら開催日時等を決定する。決定に当たっては、県と協議すること。当日のレイアウトやスケジュールについても参加校や県と協議の上決定すること。

(ウ) 講師、学校との連絡調整

講師や学校と実施に当たって必要な連絡調整を行うこと。

(エ) 参加者用資料の作成

講師の概要等について分かりやすい資料を作成し、参加者分を印刷して配布すること（または1人1台タブレットで共有すること）。

- a 作成した資料の内容については、県にデータを納品すること。
- b 全ページをカラー印刷とすること。

(オ) 会場の運営・管理

- a 当日の進行スケジュール等の作成
- b 講師に対する案内
- c アナウンス等に関すること
- d アンケートの作成・配布・回収
(参加校や県と協議の上、タブレットでも可とする)
- e その他運営・管理に関する業務

(カ) 講師への謝金・旅費の支出

講師への謝金・旅費を支給するとともに、支給に要する経費を負担すること。

エ アンケート調査の実施、集計

加者及び参加企業に対してアンケート調査を実施し、結果を取りまとめ県に報告すること。

オ その他業務の目的の達成に資する工夫等
上記ア～エ以外で、生徒が地元企業を知るための工夫がある場合には提案すること。

委託料には、委託事業の適切な実施に係る一切の経費を含むものとする。

5 全体スケジュール

契約締結後～ 学校と打合せ、企業との調整、協力打診

5月～2月 安積中学キャリア教育

7月 安積高校出前講座、企業見学

11月 須賀川創英館高校出前講座

2月 キャリア教育 発表会

6 実施体制

受託事業者において、本事業全体の進行管理を行う総括責任者を1名定め、本事業に関する事業運営や県との調整や報告について、責任をもって対応すること。

7 成果品

(1) 業務実績報告書

アンケート分析や業務実績等に基づいた事業成果を含めて任意の様式でまとめること。

(2) チラシ等広報物（紙ベース及び電子データ）

(3) 本事業にて収集した画像・映像等（紙ベース及び電子データ）

※必要に応じて撮影の許諾を得ること。

(4) その他県が必要と認める書類

8 提出書類

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

委託業務着手届（県指定様式）、実施工程表（任意様式）

(2) 業務終了後速やかに提出するもの

委託業務完了届（県指定様式）

(3) その他

県が業務の確認に必要と認める書類

9 契約に関する条件等

(1) 無料サービスの原則

本事業を行う際、参加企業及び参加者等から名称の如何に関わらず、手数料若しくはこれに類する費用の徴収は禁止する。

(2) 再委託の禁止

本事業の全部又は一部であっても県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

10 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書及び県の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時確保すること。
また、受託者は進行状況等について、逐次、県に報告すること。なお、県は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の内容の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し承認を得ること。
- (5) 受託者は、職業安定法等の諸法令を遵守すること。
- (6) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号）を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (4) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (5) 本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。